

訪問介護 重要事項説明書

(令和6年6月1日)

この訪問介護重要事項説明書は、利用者が、訪問介護サービスを受けるに際し予め利用者やその家族に対し、当事業所の概要や訪問介護従事者などの勤務体制、その他の利用者のサービスの選択に必要と認められる重要な事項を提示するものです。

(課税対象となるものは税法に則り御負担いただきます)

1. ご相談窓口

電話番号	03（6258）1220
担当部署	訪問介護事業所 みやびの丘 お客様サービス課

2. 事業所の概要

(1) 事業法人

法人名	株式会社千雅
所在地	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 新宿三井ビル30階3005号
代表者名	代表取締役 田中 悠雅
電話番号	03（6454）0945
実施サービス	訪問介護・通所介護・訪問看護・特定施設入居者生活介護・認知症対応型 共同生活介護・居宅介護支援・第1号訪問事業・有料老人ホーム

(2) 当事業所

事業所名	訪問介護事業所 みやびの丘
所在地	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 新宿三井ビル30階3005号
電話番号	03（6258）1220
介護保険指定番号	1370407270
サービスを提供する地域	新宿区

(3) 当事業所の職員体制

職種	
管理者	1名
サービス提供責任者	1名以上
訪問介護員	2.5名以上(サービス提供責任者を含む)
事務職員	1名以上

(4) 営業日および営業時間

		営業時間(原則として)
営業日	平日	午前9時～午後6時

* ケアプランにより、営業時間外でも、サービスを実施する場合があります。

(5) 従業者の業務内容

職種	業務内容
管理者	サービス提供責任者などの従業者の管理、また、指定訪問介護の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。その他の管理を一元的に行います。
サービス提供責任者	利用者の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容などを記載した訪問介護計画を作成し、利用者もしくは、その家族に介護計画の内容を説明、同意を得ます。 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、担当者会議の出席等により居宅介護支援事業者、地域包括支援センター（又は地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所）との連携を図ります。 また、指定訪問介護の利用者の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、サービス従業者に対する技術指導などサービスの内容の管理を行います。
訪問介護員	利用者の居宅に訪問し、訪問介護サービスを行います。
事務職員	指定訪問介護事業所の運営上、必要な事務を行います。

3. サービス内容

（1）身体介護（利用者の身体に直接接觸して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。）

食事介助・・・食事の介助を行います。

入浴介助・・・入浴（全身浴、部分浴）の介助や清拭、洗髪等を行います。

排泄介助・・・排泄の介助、オムツ交換を行います。

など

（2）生活援助

買い物・・・利用者の買い物の援助を行います。

調理・・・利用者の食事の用意を行います。

掃除・・・利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。

洗濯・・・利用者衣類等の洗濯を行います。

など

（3）その他のサービス

介護相談等

4. 利用料金

指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。

当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とします。

（1）利用料金単価及び利用料金

別紙利用料金表を参照して下さい。

(3) 支払方法

自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきます。

口座引落、現金払い

(4) 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行うに要した交通費は徴収しません。

5. サービスの中止

急なキャンセルの場合は至急、御連絡ください。ただし、利用者の容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

連絡先（電話）：03（6258）1220

6. 緊急時の対応法

サービス提供中に利用者の容体の変化などその他必要な場合は、速やかに主治の医師または歯科医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。また、主治医等への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるとともに親族、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター当該市町村に連絡をとる等必要な措置を講じます。

2 サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防にあっては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

7. 相談・要望・苦情などの窓口

訪問介護サービスに関する相談、要望、苦情などは、管理者、サービス提供責任者または下記窓口までお申し出ください。

《お客様サービス課》

電話番号：03（6258）1220 担当名：管理者 加藤 咲子

弊社以外に、市町村及び東京都国保連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

新宿区介護保険課給付係 03（5273）3497

東京都国保連合会苦情相談窓口専用 03（6238）0177

8. 賠償責任

事業者は、サービスの提供にともない事業者の責めに帰すべき理由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害賠償を行います。

令和 年 月 日

訪問介護サービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
新宿三井ビル30階3005号

名 称 株式会社千雅

説明者 氏名 _____ 印 _____

私は、本書面により、事業者から訪問介護サービスについての重要な事項の説明を受け、同意いたしました。(交付を受けました。)

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____